

千葉県自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 千葉市の自殺予防等に関する対策を円滑に推進するため、関係各部署が共通の認識を持ち、連携して取り組むため、「自殺対策庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合的な自殺対策の検討に関すること
- (2) 関係事業等の情報交換に関すること
- (3) その他、自殺対策の連携に関し必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職のある者をもって組織する。

2 連絡会議に座長を置き、保健福祉局高齢障害部長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、座長が必要と認めるときに招集する。

2 座長は必要に応じ、別表に掲げる部署以外の者の出席を依頼することができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局を保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、改正後の千葉市自殺対策庁内連絡会議設置要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

1	総務局	総務部	人事課コンプライアンス推進室長
2	財政局	税務部	納税管理課長
3	市民局	市民自治推進部	広報広聴課長
4	市民局	生活文化スポーツ部	男女共同参画課長
5	市民局	生活文化スポーツ部	消費生活センター所長
6	保健福祉局		保健福祉総務課長
7	保健福祉局		保護課長
8	保健福祉局	健康福祉部	地域福祉課長
9	保健福祉局	健康福祉部	地域包括ケア推進課長
10	保健福祉局	健康福祉部	健康推進課長
11	保健福祉局	健康福祉部	健康支援課長
12	保健福祉局	医療衛生部	医療政策課長
13	保健福祉局	医療衛生部	健康保険課長
14	保健福祉局	高齢障害部	高齢福祉課長
15	保健福祉局	高齢障害部	介護保険管理課長
16	保健福祉局	高齢障害部	精神保健福祉課長
17	保健福祉局	高齢障害部	こころの健康センター所長
18	こども未来局	こども未来部	こども企画課長
19	こども未来局	こども未来部	健全育成課長
20	こども未来局	こども未来部	青少年サポートセンター所長
21	こども未来局	こども未来部	こども家庭支援課長
22	こども未来局	こども未来部	幼保支援課長
23	こども未来局	こども未来部	東部児童相談所長
24	こども未来局	こども未来部	西部児童相談所長
25	経済農政局	経済部	雇用推進課長

別 表

26	経済農政局	経済部	産業支援課長
27	都市局	都市部	交通政策課長
28	都市局	建築部	住宅政策課長
29	都市局	建築部	住宅整備課長
30	別に指定する区の保健福祉センター		高齢障害支援課長
31	別に指定する区の保健福祉センター		こども家庭課長
32	別に指定する区の保健福祉センター		社会援護課長
33	別に指定する区の保健福祉センター		健康課長
34	消防局	警防部	救急課長
35	教育委員会	教育総務部	教育給与課長
36	教育委員会	学校教育部	学事課長
37	教育委員会	学校教育部	教育指導課長
38	教育委員会	学校教育部	教育支援課長
39	教育委員会	学校教育部	保健体育課長
40	教育委員会	学校教育部	教育センター所長
41	教育委員会	学校教育部	養護教育センター所長
42	教育委員会	生涯学習部	生涯学習振興課長